

石川町立図書館一部業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

石川町立図書館の窓口業務や資料整備業務などの一部業務について、ノウハウを有する事業者に委託することで、利用者サービスの向上と円滑な管理運営を図るため、本実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施する。

業務委託にあたっては、業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して、最適な事業者を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名 石川町立図書館一部業務委託

(2) 業務内容 別紙 「石川町立図書館一部業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 契約上限額

39,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

※提案にあたっては上記金額を超えないこと。

(5) 履行場所

福島県石川郡石川町字閑根165番地 石川町立図書館

(6) 施設の概要

① 延床面積 539m²

② 構造RC造1階

③ 蔵書数約43,000冊（令和7年度末見込み）

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 実施要領公表日に、令和7・8年度石川町工事等請負有資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 令和3年度以降に図書館において、同様の業務（図書館窓口業務）の実績を有していること。

(4) 公告日から契約締結日まで、石川町から指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 図書館業務に精通し、本委託業務を継続的・安定的に遂行できる能力を有していること。

4 スケジュール

内 容	期 日	留意事項
① 実施要領の公表（公告）・公募開始	令和7年12月18日（木）	町ホームページ公開
② 質問の受付期限	令和7年12月25日（木）	
③ 質問の回答期限	令和8年1月6日（火）	
④ 参加申込書等の提出期限	令和8年1月9日（金）	
⑤ 参加資格の確認結果通知期限	令和8年1月14日（水）	
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和8年1月16日（金）	
⑦ プレゼンテーション・質疑応答 (審査委員会)	令和8年1月23日（金）	詳細は別途通知
⑧ 審査結果通知	令和8年1月30日（金） まで	書面及び町ホームページ公表
⑨ 契約締結	令和8年1月下旬～2月上旬	

5 実施要領の公表

- (1) 公表日 令和7年12月18日（木）
(2) 公表場所 町ホームページからダウンロード

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月25日（木）午後5時まで
(2) 提出方法
質疑書（様式第1号）により、電子メールにて「14 問合せ・書類等提出先」に提出
※電話により受信確認を行うこと。

- (3) 回答期限及び回答方法
質問に対する回答は、令和8年1月6日（火）までに、町ホームページに掲載する（質問事業者名は非公表）こととし、質問者への個別の回答メールは送付しない。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加または訂正とみなす。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり、必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時まで
(2) 提出先 「14 問合せ・書類等提出先」
(3) 提出方法 電子メール、郵送、持参のいずれか
※電子メールの場合は、データ送信後に電話により受信確認を行うこと。
※郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
※持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

- (4) データ形式（電子メール提出の場合）
すべてPDF形式とする。押印を要する様式は、押印後にスキャニングによりPDF化したデ

ータとする。

(5) 提出書類

- ①参加申込書（様式第2号）
- ②会社概要調書（様式第3号）
- ③業務実績調書（様式第4号）（様式第4号 別紙）

※（様式第4号 別紙）には、国、地方公共団体（特別区を含む）または独立行政法人等の委託を受けた図書館業務実績を記載

- ④会社概要（会社パンフレットなど任意）

(6) 参加辞退

参加申込後、都合により辞退する場合は、速やかに電話連絡のうえ、辞退届（様式第5号）を「14 問合せ・書類等提出先」まで提出すること。

8 参加資格の確認結果通知

参加申込書を提出した事業者には、資格の要件を満たしているか否かを確認し、令和8年1月14日（水）までに結果を電子メールにて通知する。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 「14 問合せ・書類等提出先」
- (3) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

※持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

(4) 提出書類

	書類名	提出部数
①	企画提案提出書（様式第6号）	正本1部
②	企画提案書 (様式第7-1号) 図書館運営業務受託実績 (様式第7-2号) 図書館窓口運営に対する基本的な考え方 (様式第7-3号) 館内サービスに対する基本的な考え方 (様式第7-4号) 人員配置体制 (様式第7-5号) 業務に対する具体的な取組み・考え方 (様式第7-6号) 連絡調整・危機管理 (様式第7-7号) 石川町の地域活性化に向けた図書館の企画やイベント等の提案 (様式第7-8号) 見積書	正本1部・副本7部

(5) 企画提案書作成時の注意事項

- ア 提案書は、1事業者につき1案とする。
- イ 専門知識を有しないでも理解できるよう分かりやすい表現とする。
- ウ A4判、縦型、左とじ、簡易製本とし、ページ番号を付すこと。

- エ 図表等を除き、原則、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- オ 正本1部は、事務所名等の記入及び代表者印を押印したものとし、副本7部は、事務所名等の記入をせずかつ代表者印を押印していないものを提出すること。
- カ 副本には、事業者が推定できるような記述をしないこと。
- キ 提案のアピールポイントなどを写真や図などを用いて、簡潔に分かりやすく具体的に記載すること。
- ク 契約上限額以内で、本業務において有益だと思われる内容については、仕様書に定めた内容以外であっても提案可能とする。

10 審査概要

(1) 選定委員会

「石川町立図書館一部業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

委員会の各委員は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、質疑応答を行い、「10（4）審査基準」の評価項目、配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(3) プrezentation

実施日	令和8年1月23日（金）※開始時刻は別途通知する。
開催場所	福島県石川郡石川町字関根165番地 石川町文教福祉複合施設
出席者	1提案者あたり3名以内 ※会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に付けないこととする。
実施方法	プレゼンテーションでは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
その他	①時間は、準備5分程度、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度、片付け5分程度とする。 ②プレゼンテーションに必要な機器は、参加事業者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源は本町で準備する。 ③プレゼンテーションは非公開で行う。

(4) 審査基準

評価項目	基準	配点
1 図書館運営業務受託実績 (様式第7-1号)	① 国、地方公共団体（特別区を含む）または独立行政法人等の図書館窓口業務の受託実績 ② ①以外の図書館窓口業務の受託実績	書類審査40点

2 図書館窓口運営に対する基本的な考え方 (様式第7-2号)	① 公立図書館に対する考え方 ② 石川町立図書館のあり方について（町民の意見反映、石川町らしさ） ③ 利用しやすい図書館（利用者へのサービス向上の具体的提案）	提案審査20点
3 館内サービスに対する基本的な考え方 (様式第7-3号)	① 館内の雰囲気作りに対する考え方 ② 利用者ニーズに対する考え方	提案審査15点
4 人員配置体制 (様式第7-4号)	① 責任者、司書資格者、実務経験者の配置と処遇 ② 執行体制、人材育成、研修計画 ③ 業務の継続体制	書類審査20点 提案審査25点
5 業務に対する具体的な取組み・考え方 (様式第7-5号)	① 閲覧・貸出、レファレンスサービスに対する取組み ② 図書ボランティアとの連携に対する考え方	提案審査15点
6 連絡調整・危機管理 (様式第7-6号)	① 図書館担当職員との連絡調整に対する考え方 ② 急病者、地震等災害発生の対応に対する考え方	提案審査15点
7 石川町の地域活性化に向けた図書館の企画やイベント等の提案 (様式第7-7号)	① 見積金額の範囲内で実施可能な提案 ② 町の事業（予算）としての提案	提案審査10点
8 見積金額 (様式第7-8号)	見積の積算が明確であり、内容が適切であるか	書類審査10点
合 計		170点

（5）契約候補者の選定

- ア 審査委員会の審査の結果、事業者ごとの総合得点により、最も総合得点の高い者を契約候補者として選定する。次に総合得点の高い者を次点契約候補者とし、契約候補者との契約が締結されるまでの間、その地位を保持するものとする。契約候補者と合意に至らなかつたとき、または契約候補者が辞退したときは、次点契約候補者が契約候補者に繰り上がるものとする。
- イ 総合得点が6割に満たない事業者は、契約候補者として選定しない。
- ウ 総合得点が同じ場合は、審査委員会の協議により、委員長が契約候補者を選定する。
- エ 応募事業者が1者であつても審査を実施し、提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、契約候補者として選定する。

（6）審査結果

審査の結果は、全ての参加事業者に令和8年1月30日（金）までに電子メールにより通知するとともに、町ホームページに掲載する。

（7）その他

審査の経緯及び審査の内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1.1 契約

- （1）契約候補者と、委託契約に係る協議を行い、仕様書を調整した上で随意契約を行う。
- （2）契約候補者の決定をもって提案書等に記載された内容を契約内容として承認するものではない。協議の上、必要な範囲内において、提案書の項目の追加、変更または削除を行い、仕様書に反映させることができるものとする。

1.2 失格事項

- （1）参加資格要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- （4）審査及び選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- （5）見積書の金額が、契約限度額を超過した場合

1.3 その他

- （1）本プロポーザルの参加検討から事業開始までに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- （2）提出した書類は返却しない。また、書類等の提出後」、書類の差替え及び再提出は認めない。
(本町が指示する場合を除く)
- （3）提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。
- （4）提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外にの目的以外には使用しない。
- （5）本プロポーザルにおける提出書類等は、石川町情報公開条例（平成14年条例第22号）に規定する「行政文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。ただし、同条例第7条第3号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのある情報）に該当するものについては、非公開とする。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる契約候補者決定後とする。
- （6）本プロポーザルに関する異議申し立ては一切受け付けない。

1.4 問合せ・書類等提出先

石川町生涯学習課生涯学習係

〒963-7852 福島県石川町字関根165 番地

TEL 0247-26-2566 FAX 0247-26-4992

メールアドレス : shogaigakushu@town.ishikawa.fukushima.jp